



B形ゆたんぽのSG基準の改正及び それに伴う表示手続きの変更について

2017年3月28日

一般財団法人製品安全協会

日頃より当協会の事業にご理解・ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本年3月28日付けで「ゆたんぽのSG基準」を改正致しました。改正基準は、本年4月1日申請分より適用を開始致します。

改正基準のポイントと表示手続きの主な変更点は下記のとおりとなります。

本件についてご不明な点がございましたら末記担当者までお尋ねください。

記

1. ゆたんぽの新基準のポイント

(1) 経緯

従来、B1形ゆたんぽに分類されておりました「ゴム製ゆたんぽ」は、ほとんどが「天然ゴム製」でしたが、近年、「天然ゴム製」に加えて「シリコーン製」や「クロロプレンゴム製（一般的には「ネオプレン製」ともいう。）」のものも出回って参りました。

シリコーンやクロロプレンゴムの材料特性（引っ張り強さや伸び）は、天然ゴムのそれらとは明らかに異なることから、新たにシリコーン製やクロロプレンゴム製を念頭に置いた要求事項の検討が必要となりました。

また、併せて現行基準で「軟質合成樹脂製」のものとしてB2形と分類していたものは、具体的に「PVC製」のものと改めました。

(2) 改正のポイント

① 種類＜B形のみ＞

B形ゆたんぽを次の4区分に変更しました。

B形 ゴム製及び軟質合成樹脂製のもの

B1-1形：天然ゴム製のもの

B1-2形：シリコーンゴム製のもの

B1-3形：クロロプレンゴム製のもの

B2形：PVC製のもの

② 材料特性＜B形のみ＞

単位幅あたりの引っ張り強さと伸び率の水準を緩和しました。

また、試験方法を最新JIS規格に変更しました。詳細は、新基準をご覧ください。

③ 圧縮強さ（耐荷重性）＜B形及びC形＞

腰掛けて使用することを意図した製品（例；座布団形ゆたんぽ）については、木板の形状を改めました。

④ 取扱説明書

i) 「約2/3程度の湯を入れた後、胴体を絞り空気を抜いてから口金を締めること。」に続けて「このとき、

湯の噴き出しに注意すること。」を追加しました。＜B形のみ＞

ii) 「ゆたんぽに全体重を掛けて乗らないこと。」を追加しました。＜全ての種類であって腰掛けて使用することを意図した製品以外のもの＞

2. 認証上の変更箇所並びに経過措置

(1) 認証上の変更箇所

① 型式区分の変更

型式区分表を次のとおりとしました。

29 ゆたんぽ	要素	区分
	型式	1. A形のもの 2. B1-1形のもの 3. B1-2形のもの 4. B1-3形のもの 5. B2形のもの 6. C形のもの
	口部の構造	1. 口金及び受金のもの 2. せん及び受金のもの 3. せん及び口のもの 4. キャップ式せん及び口のもの 5. その他のもの

【ご注意】

※ 新基準による次回申請時には、型式区分番号が変更になりますのでご注意ください。

※ この変更に伴い型式確認番号の変更は行いません。(現在の型式確認番号のまま表示交付申請をしてください。) ＜既存登録事業者のみ＞

② 登録要件（検査設備基準）の変更

i) 腰掛けて使用することを意図した製品（例；座布団形ゆたんぽ）を製造される場合であって、圧縮強さ（耐荷重性）試験を社内で行う事業者については、長さ 25cm×幅 20cm 木板をご用意願います。＜既存B形及びC形登録事業者のみ＞

ii) 材料特性試験を社内で行う事業者については、最新の JIS 規格に基づく試験設備をご用意願います。詳細は、新基準をご覧ください。＜既存B形登録事業者のみ＞

(2) 経過措置

① 新規工場登録

新基準による工場登録は、4月1日以降（申請日ベース、以下同様）とします。

② 型式確認（更新を含む）

新基準による型式確認（更新を含む）は4月1日以降とします。ただし、9月末日までの間に改正前の基準（以下「旧基準」という。）による試験を希望する場合は、申請書余白に『旧基準』と付記いただければ旧基準による申請が可能です。なお、新基準により登録された事業者の型式確認については、新基準のみとなります。いずれの場合でも、新基準による試験は新料金、旧基準による試験は旧料金となります。

③ 登録工場の社内管理

旧基準により登録された事業者は、4月1日～9月末日の間に新基準による社内管理に切り替えていただきます。

④ ロット認証

新基準によるロット認証は4月1日以降とします。ただし、9月末日までの間に旧基準による試験を希望する場合は、申請書に『旧基準』と付記いただければ旧基準による申請が可能です。なお、旧基準によ

り特殊検査を受検した場合は、(10月1日以降であっても)その有効期限までの毎回検査は旧基準となります。いずれの場合でも、新基準による試験は新料金、旧基準による試験は旧料金となります。

⑤ 表示交付

今回の基準改正に伴う手数料及び手続き上の変更はありません。

以上

参考資料 [ゆたんぼのSG基準](#)
[認証の手続き書\(ゆたんぼ編\)](#)

【本件に関するお問い合わせ】

一般財団法人製品安全協会

〒110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪

電話：03-5808-3302(業務グループ) 松田(利)、本多

FAX：03-5808-3305 E-Mail operation@sg-mark.org